

発 言 者	発 言 内 容
1. 開 会	
【事務局】	・ただいまより令和5年度第1回龍ヶ崎市都市計画審議会を開会する。
2. 挨拶	
【都市整備部長】	◇挨拶
【事務局】	<p>◇委嘱状の交付</p> <p>◇委員の紹介</p> <p>◇事務局の紹介</p> <p>◇配布資料の確認</p> <p>1 会議次第</p> <p>2 (資料1) 都市計画とは?都市計画審議会とは?</p> <p>3 (資料2) 龍ヶ崎・牛久都市計画 生産緑地地区の変更について</p> <p>4 (資料3) 龍ヶ崎・牛久都市計画 道路の変更(8・6・1 歩行者専用1号線) (8・7・1 歩行者専用5号線)</p> <p>5 (資料4) 龍ヶ崎・牛久都市計画 道路の変更(龍ヶ崎市停車場馴柴線の名称変更)</p> <p>6 (資料5) 次期都市計画マスタープラン策定について(経過報告)</p> <p>7 都市計画審議会条例</p> <p>8 委員名簿</p> <p>9 都市計画図</p> <p>・議事の進行は、当審議会条例第7条第2項に基づき、会長が議長となることとなっているが、委員改選後、初めての審議会であることから、会長の選任まで事務局より落合都市整備部長が議事を進行する。</p>
【議長】	・出席委員の確認について、事務局より報告をお願いします。
【事務局】	・委員総数19名の内、出席者16名、欠席者3名。よって、出席者が委員の過半数に達していることを報告する。
【議長】	<p>・過半数に達している為、審議会条例第7条第3項の規定に基づき、会議が成立することを確認。</p> <p>◇傍聴人に対し、注意事項を説明。</p> <p>・会議録の作成方法と、会議録署名人について事務局より説明をお願いします。</p>
【事務局】	◇会議録の作成方法、会議録署名人について説明
【議長】	<p>・会議録署名人について、1号委員から1名、市民公募の委員から1名にお願いしている。</p> <p>・名簿の記載順より、秋山委員と松田委員にお願いしたい。</p> <p>→両名了承</p>
【事務局】	・議事に入る前に、前回の都市計画審議会で審議された「龍ヶ崎市緑のまちづくりプラン～第2次緑の基本計画～」について、事務局より経過報告を行う。
3. 議題	
議案第1号 龍ヶ崎市都市計画審議会会長及び職務代理人の選任について	
【議長】	・会長及び職務代理人の選任について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】	◇会長及び職務代理人の選任について 説明
【議長】	・事務局から説明があったが、ご意見はあるか。 →意見なし ・事務局より案はあるか。
【事務局】	・前回、会長をしていただいた坂野委員に引き続きお願いしたい。
【議長】	・事務局より提案があったが、意見等あるか。 →異議なし ・坂野委員いかがか。 →了承 ・坂野委員に願います。会長が決まったので、議長を坂野会長と交代する。
【議長】	◇坂野会長より挨拶
【事務局】	・続いて、職務執行者の選任であるが、こちらは坂野会長の指名で願います。
【議長】	・長らく当審議会の委員を務めていただいている、秋山委員にお願いしたい。秋山委員いかがか。 →了承 ・秋山委員に願います。
【事務局】	・続いて、本日の議題は諮問案件であるため、諮問書を提出させていただく。 →落合都市整備部長から坂野会長へ諮問書を提出
【事務局】	・本来であれば、審議に進むところであるが、多くの方が新たな委員となられていることから、簡単に都市計画等について、説明を行いたい。
【事務局】	◇事務局より説明
【議長】	・時間の都合上、質問等の時間は割愛する。不明な点等については、会議終了後、事務局に質問するようお願いする。 ・それでは、諮問に対して審議に入る。
諮問第1号 生産緑地地区の変更について	
【議長】	・諮問第1号 生産緑地地区について、事務局より説明をお願いする。
【事務局】	◇諮問第1号 生産緑地地区の変更について 説明
【議長】	・事務局から説明があったが、ご意見、ご質問はあるか。
【細矢委員】	・各生産緑地地区がどのように変更になるのかがよく分からないため、再度説明願いたい。また、一部解除をした生産緑地地区の理由はどういったものか、各地区の現地調査等を行っているのか。
【事務局】	◇生産緑地地区の面積変更の状況について再度説明 ・一部解除を行う理由として、各案件で事情は異なるが、複数人いる所有者のうち、一部の所有者から自身の所有する区域の解除申出があったことや生産緑地の一部について農地以外の利用を検討していることを所有者より聞き及んでいる。 ・現地調査については、年に1回管理状況の確認を行っている。毎年、8月～9月の雑草が繁茂する時期に行う方針であり、今年度についても8月中の実施を予定している。
【議長】	・細矢委員、以上でよろしいか。 ・この他、意見等が無いようであれば、原案のとおり、ということよろしいか。

	→異議なし ・異議なしとのことであるため、諮問第1号につきましては、妥当なものとして答申する。
諮問第2号 竜ヶ崎・牛久都市計画 道路の変更について（佐貫市街地 歩行者専用道路の変更）	
【議長】	・諮問第2号 竜ヶ崎・牛久都市計画 道路の変更について、事務局より説明をお願いします。
【事務局】	◇諮問第2号 竜ヶ崎・牛久都市計画 道路の変更について（佐貫市街地 歩行者専用道路の変更）について説明。
【議長】	・事務局から説明があったが、意見、質問等はあるか。
【新沼委員】	・この駐輪場は、元々市が所有するもの、ということよろしいか。
【事務局】	・市が所有するものである。
【新沼委員】	・そうすると、今回の区域が外されて、一般に売却される、ということか。
【事務局】	・現状、都市計画道路として制限がかかっている状態であり、跡地活用が限られてしまうため、とりあえず都市計画道路の区域から除外する。跡地活用については、今後検討していく。
【議長】	・他、質問等はあるか。
【細矢委員】	・駐輪場を閉鎖する、ということで、どちらの駐輪場を閉鎖するのか、また利用者への説明は十分にされているのか。
【事務局】	・まず、都市計画決定の手続きの中で、説明会を令和5年1月28日に馴染コミュニティセンターにて開催している。また、利用者に対しては令和5年3月31日までの利用となる旨を周知している。 ・駐輪場のどちらを廃止するのか、という点については、片側4車線の県道と裏側の歩行者専用道路との関係から、原付の利用者の利便性を考慮して、南側の駐輪場を残し、龍ヶ崎市駅東駐輪場で代替可能な北側を廃止する、ということで決定している。
【議長】	・細矢委員、以上でよろしいか。 ・他、意見等はあるか。
【松田委員】	・図面から広さが分からないが、どの程度の広さか。
【事務局】	・現在、駐輪場として使用している面積は、おおよそ500㎡である。
【松田委員】	・2つあったものが1つになる、ということで、利用率としてはどのようになっているのか。
【事務局】	・今までが各駐輪場で20%台の利用率であったが、令和5年3月31日をもって行った北側の閉鎖により、南側駐輪場の利用率は約40%となっている。
【議長】	・松田委員、よろしいか。 ・その他、質問等はあるか。
【秋山委員】	・地図に方位が記載していただくと、分かりやすいと思う。
【事務局】	・今後については、記載するようにする。今回の地図では、地図の上が北である。
【議長】	・他、質問等はいかがか。何もなければ、事務局の提案のとおりでよろしいか。 →異議なし ・異議なしとのことであるため、妥当なものとして答申する。
諮問第3号 竜ヶ崎・牛久都市計画 道路の変更について（竜ヶ崎市停車場馴染線の名称変更）	
【議長】	・続いて、諮問第3号であるが、先ほどと同様、道路の変更についてである。説明を事務局よりお願いします。
【事務局】	◇諮問第3号 竜ヶ崎・牛久都市計画 道路の変更について（竜ヶ崎市停車場馴染線の名称変

	更) について説明
【議長】	<ul style="list-style-type: none"> ・本議案について、何か質問等はあるか。無いようであれば、提案のとおりとしてよろしいか。 →異議なし ・では、諮問第3号について、妥当なものとして答申する。
報告第1号 都市計画マスタープランの策定について(経過報告)	
【議長】	・報告第1号 都市計画マスタープランの策定について、事務局より説明をお願いします。
【事務局】	◇報告第1号 都市計画マスタープランの策定について(経過報告) について説明
【議長】	・事務局より説明があったが、何か質問等はあるか。
【細矢委員】	・資料のうち、策定体制の図の中に、市民が入っていない。市民アンケートや懇談会、パブリックコメント等が最近重要になってきていることもあるので、入れてもいいのではと思う。
【事務局】	・ご指摘のとおりであると思う。入れることで、市民や他市町村へのアピールにもなる。本日の意見を取り入れていきたい、と思う。
【議長】	<ul style="list-style-type: none"> ・他、質問等はよろしいか。なければ、報告第1号 都市計画マスタープランの策定については以上とする。 ・本日の議題は全て終了したが、事務局より今後のスケジュールについて、報告があるとのことなので、事務局願います。
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・最後になるが、今後のスケジュールについて、ご説明させていただく。 ・本日の諮問案件については、この後、答申書を作成し、市長へ提出する。 ・生産緑地地区の変更、佐貫地区の歩行者専用道路の変更については、答申を踏まえ、茨城県知事に本協議を申し込むこととなる。 ・その後、県から本協議の回答により問題がなければ、都市計画決定となる。生産緑地地区については概ね9月上旬を予定している。歩行者専用道路については、県決定である道路名称の変更と同時期に都市計画決定を行うため、10月下旬を予定している。 ・都市計画マスタープランについては、アンケートの集計や団体ヒアリング等を行い、12月を目途に全体計画の策定を進めていきたいと考えている。 ・次回の都市計画審議会は、11月を予定しており、アンケート調査の分析や団体ヒアリングの結果等の報告を予定している。
4. 閉会	
【議長】	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュールについて、ご意見、ご質問はあるか。 無いようであれば、以上をもって、令和5年度第1回龍ヶ崎市都市計画審議会を終了する。
	<p>令和 年 月 日</p> <p>会議録署名人 _____</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>会議録署名人 _____</p>